

## 第3章 調査の分析・考察

### 1 人権課題の把握に基づく事業計画

#### (1) 人権課題の把握

「特に実施していない」との回答が半数を超えるなど、市町において人権課題の把握をしていない現状が明らかになった。一方で、複数の方法で人権課題を把握している市町も4市町あり、その差が顕著に表れている。

施策を企画・立案したり、現在取り組んでいる事業を効果的に運営したりするためには、管内の人権課題を適切に把握し、現状を理解することが大切である。定期的な人権課題把握の機会をつくることが求められる。

人権課題を把握する方法として、「紙媒体によるアンケート」を挙げた市町が多かった。また、一斉調査だけでなく、社会教育主管課で主催している講座や会議等で少しずつ調査している市町もあった。このように、社会教育主管課やアンケート実施の協力を得られる他部局で、それぞれが実施している講座や会議等において常日頃から調査し、市町民が興味・関心を抱いている人権課題を把握することは、一斉調査よりも負担が少なく有効な手段といえる。

《P. 6 参照》

#### (2) 対応の必要性を感じている人権課題

「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」など、これまでもある人権課題について、引き続き対応の必要性を感じている市町が多い結果となった。これらは、市町民の興味・関心のある人権課題とも一致する(P.28 図9 参照)。しかし、時間の流れとともに、各課題における問題となる内容は変化している。例えば、「女性」を例に挙げると、「男女の固定的な役割分担意識」「職場における差別的待遇」など以前から問題となっているものに加え、「セクシュアル・ハラスメント」「ドメスティック・バイオレンス」などの新たな問題や問題の質が変化してきたものもある。事業の企画・立案においては、このような問題点の把握も1つの視点となる。

また、「インターネットによる人権侵害」「新型コロナウイルス感染症患者等に関する人権問題」などの比較的新しく当事者意識の高い人権課題は、市町民の興味・関心も高く、市町も対応の必要性を感じている。事業として取り扱いやすい人権課題といえるだろう。

一方、「部落差別（同和問題）」「性的指向・性自認」「外国人」などの人権課題は、市町民の興味・関心は高くない結果となった。しかし、これらは地域の実情や市町民の生活への影響等に応じて、市町は対応の必要性を感じている状況が伺える。これらの人権課題に関する学習機会や啓発の機会を工夫して設けていく必要がある。

《P. 7 参照》

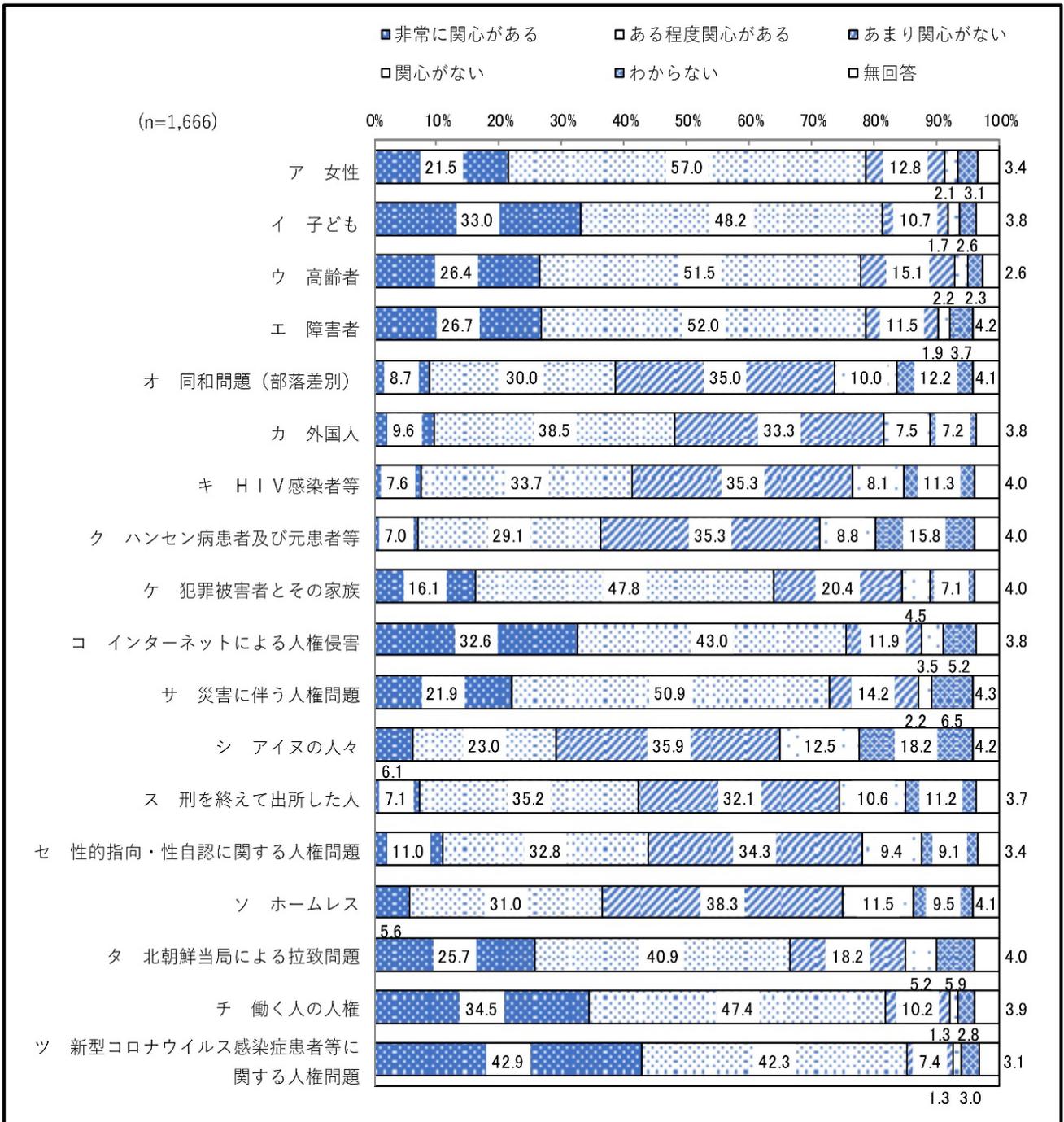


図9 関心のある人権課題（人権に関する県民意識調査 報告書 栃木県 令和3年3月）

## 2 人権教育の推進に向けて

### (1) 他機関・他部局との連携

人権課題は様々な領域に及ぶものであることから、人権教育・人権啓発を推進していく上で他機関・他部局との連携は必要不可欠といえる。実際、「特に連携していない」と回答したのは4市町のみであった。

一番多く回答のあった「同じ自治体の他部局」については、様々な人権課題に対応できるよう、各市町とも横のつながりを生かしながら事業を進めていることが分かった。また、調査結果からも、人権教育・啓発に携わる部局だけでなく、それぞれの課題と関係する部局や地域の教育力を育むために関係する部局など、事業を進めていくために必要な部局とつながりながら人権教育・啓発を充実したものにしていく様子も伺えた。同時に、人権教育を中心に進める教育委員会の部局と人権啓発を中心に進める首長部局との違いや、部局間の役割の分担や目的の共有など、連携体制を構築していく上での課題も見えてきた。

こうした課題を解消しながら、市町民の人権意識を高め、人権感覚を磨いていくために、必要な事業を推進できる、目的に応じた体制づくりが大切である。

《P. 8～11 参照》

### (2) 人権に関する市町民の意識と学習機会・啓発の在り方

人権教育推進上の課題として、市町民の人権への意識が高まらない点を挙げた回答が多く見られた。また、それと関連して、人権をテーマとした学習機会への参加者が少ないなど、募集に苦慮している状況も伺えた。しかし、人権教育・啓発に関する事業実施により、一定の成果を得ていることも調査結果から分かる。

これらから、単に人権に関する講座・研修を計画し開催するだけでなく、募集しやすい講座・研修の中の一部で人権に関することを取り上げたり、人がたくさんいるところに出向いて講座・研修を提供したりするなどして、できるだけ多くの方々に向けた学習機会を創出していくなど何らかの工夫が必要となる。

また、公民館や学校等で、大人と子どもが一緒になって人権について考える機会を設けることなども、人権を尊重した地域づくりとして有効な手立てといえよう。小山市では、公民館において、人権教育と関連付けての落語会や朗読コンサート、講座の中のミニ研修などの取組を積み重ねた。学校（中学校区内にある小学校・中学校）においては、児童・生徒の自己有用感や自他を尊重する意識の高まりとともに、保護者の人権意識の高まりも目指して、掲示物や図書コーナーなどの環境整備や各教科等における人権教育の指導の充実、親子による人権学習会など様々な取組を積み重ねた。こうして、学校と公民館が、目指す児童・生徒像、目指す教職員像、目指す地域住民像を共有し、「学校教育・社会教育それぞれの人権教育の拠点としての役割を果たし、互いに連携しながら地域住民の人権意識の向上を目指す」という共通の目的の下に連携することで、地域住民の人権を尊重しようという雰囲気醸成することにつながった。

いずれにせよ、現状として市町民の人権への意識の高まりが見られない中で、学習機会の自発的な参加や出前講座の依頼を待つ受け身の姿勢ではなく、事業を展開する側が、人を集める、人のいるところに出向くことで、人権意識を高める雰囲気醸成していくことが大切である。そのために、学校教育と社会教育が連携して地域づくりの一環として人権教育を推進していくことも一方策といえる。

《P. 9・10、12～15 参照》

### (3) 目的に合わせた学習方法の選択

成人による学習は、学習者がこれまでの人生で蓄積してきた失敗や成功の体験、自分の肌で感じた事実等の経験を学習に活用することで効果的なものとなる。そのため、学習者同士の経験を学習に活かすためにディスカッション等の時間を設けることは、学習効果を高めることに寄与できる。また、同じ職務や役職の参加者が集まる研修では、それぞれの経験を共有することで今後の業務の効率を上げる効果が期待できる。

学習方法に関する調査結果を見ると、主催部局によって選択した学習方法に大きな差異がみられた（図 10-1 参照）。成人教育の特徴を把握し学習者同士で共有することの学習効果をよく知っている社会教育主管課は、「ワークショップ」の手法を多く活用している。そして、啓発を中心に進めている首長部局等は、話題の提供や知識の供与に重点を置くため、「講演」の手法を多く活用していることが分かる。ただし、「講演」の効果をさらに高めるために、「ワークショップ」を併用しているケースもみられ、目的の達成に向けて工夫している様子が伺える。また、「講演」「ワークショップ」以外の学習方法は、あまり用いられていないことも分かる。

「シンポジウム」「フィルムフォーラム」「対談・鼎談」なども、適切に使い分けることで学習効果を高めることができる。様々な学習方法の長所・短所を理解し、目的に応じて使い分けていくことが重要である。そして、全体の流れとして、レクチャー（講義）、ワークショップ（協働）、リフレクション（省察）を上手に組み合わせ、それぞれの相乗効果を生みながら充実した学習機会にしていくことが大切である。

《P. 8～20 参照》

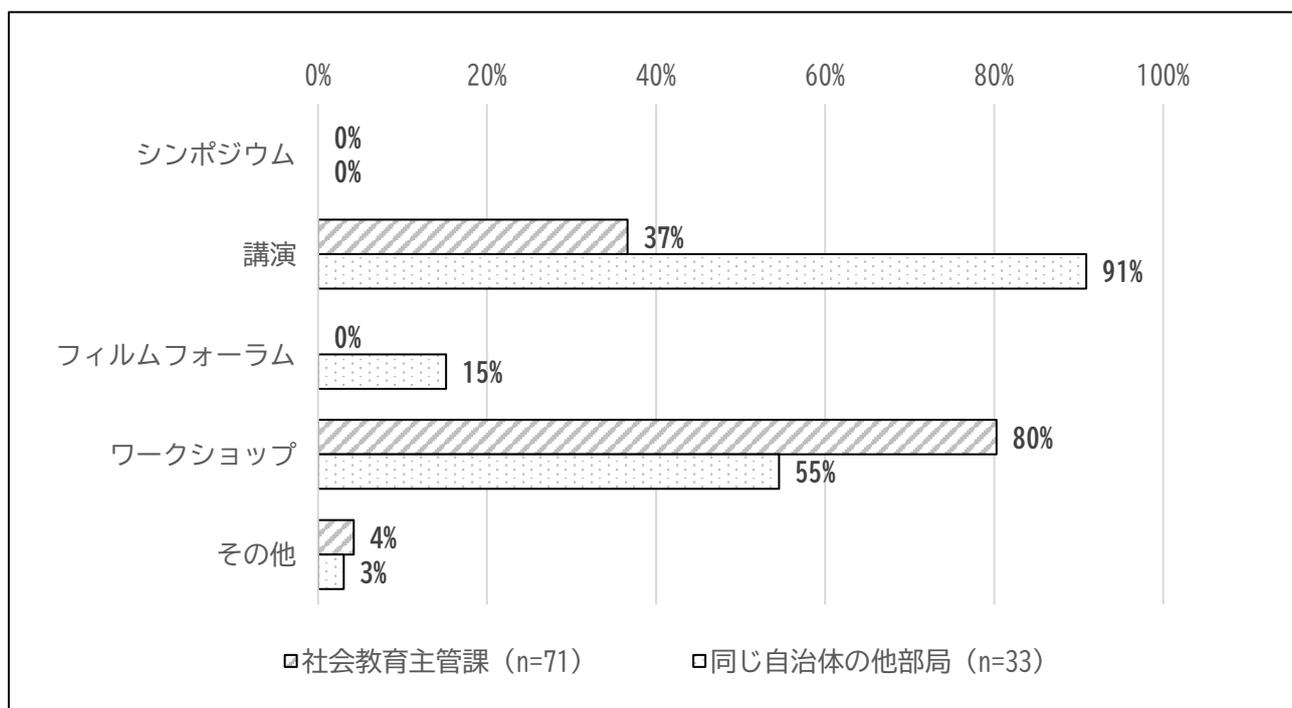


図 10-1 講座・研修で用いられた学習方法（単独開催・主催部局別：回数を回答）

#### (4) 短い時間で活用できるワークショップの必要性

調査結果から、人権教育中心の講座を展開する難しさについて明らかになった（P. 9・10、12～15 参照）。そこで、「他目的の講座の中での人権教育の取扱い」に着目したい。「他目的の単発講座の中での人権教育の取扱い」は、人権教育に充てられる時間が約 20 分間と短い（P. 18 図 5-6 参照）。このような短時間でとりうる学習方法は限られており、より「ワークショップ」の重要性が高まる（図 10-2 参照）。

アイスブレイクに人権教育の要素の取り入れたものや人権感覚を磨くきっかけとなるようなアクティビティを盛り込んだ短時間で取り組める「ワークショップ」の資料集、人権教育・啓発の視点を盛り込んだ学習機会の事例集等があると、市町の人権教育担当者は講座・研修の運営の参考となりうる。また、短時間であっても様々な場面で展開することによって、市町民の人権意識の高揚につながる可能性がある。

《P. 8～20 参照》

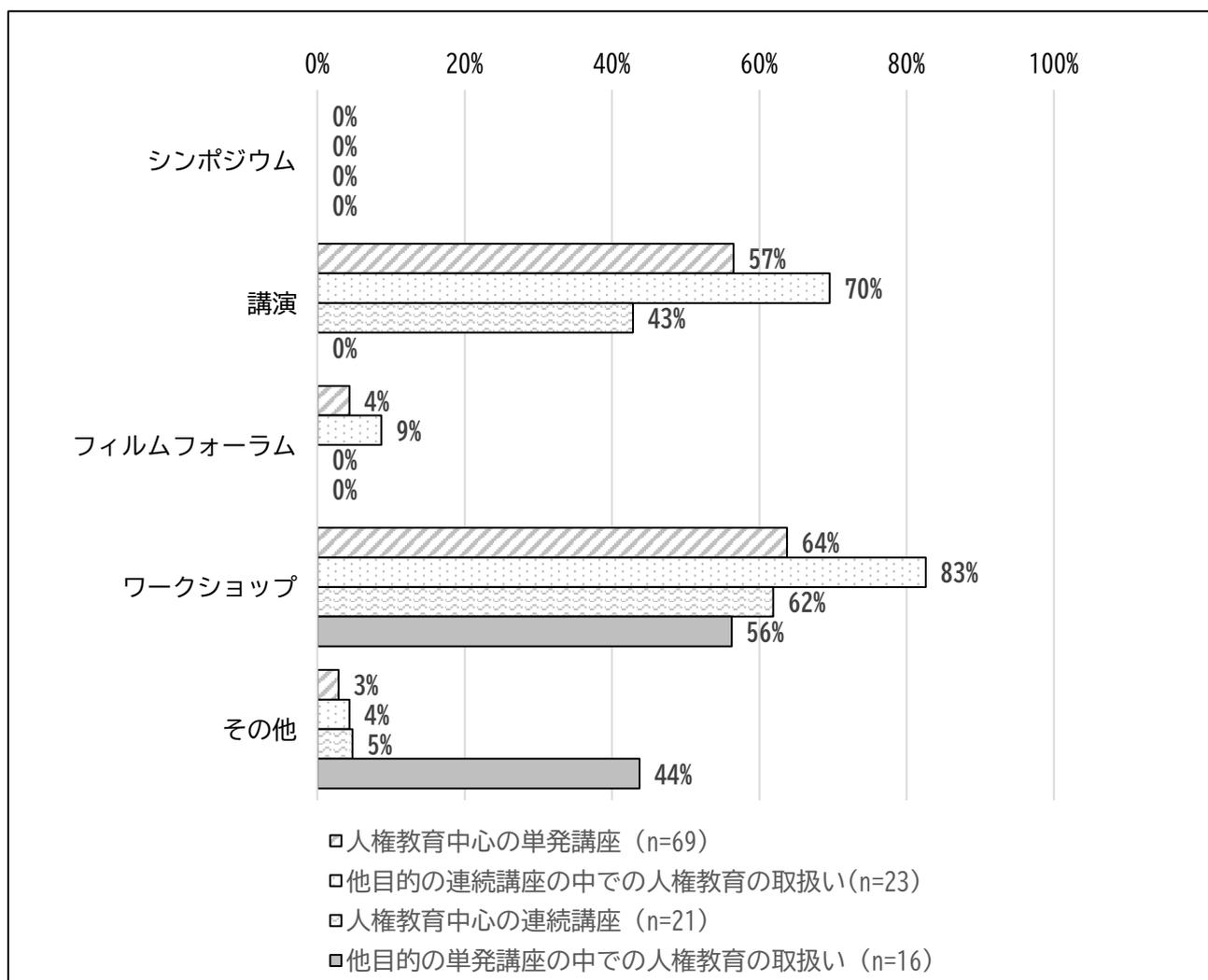


図 10-2 講座・研修で用いられた学習方法（実施形態別：回数を回答）

### (5) 人権教育・啓発に関する事業を計画・運営する職員のスキルアップ

人権教育担当者には、人権教育・啓発の意義を理解し、人権が尊重されたあるべき社会へと近づくために、市町において人権に関する学習機会を設けていくことが求められる。それは、市町における人権教育のビジョンをつくり、日頃から地域の人権課題の把握に努め、その解決・解消に向けた学習機会を計画・実行・評価し、積み重ねていくこととなる。こうした学習機会は、単に人を集めて知識やスキルを教える場にするのではなく、学習者同士の相互作用を生かして主体的な学びを支援・促進して、創発性の高い学び合いを作りあげることが求められる。

しかし、学びの場をデザインしていくために必要な知識やスキルを身に付けられる場はあまりなく、後述の人権教育に関する社会教育指導資料の活用も含めて、県として人権教育担当職員のスキルアップを図っていく必要がある。そのためには、人権教育担当職員が学べる学習機会を設けたり（市町人権教育担当職員向け研修の設置）、実際に学習機会を計画・運営する段階で教育事務所ふれあい学習課職員の支援を受けられる関係性を築いたり（市町人権教育担当者と教育事務所ふれあい学習課職員のつながりづくり〔つながれる場の設置〕）をすることも必要となるだろう。このような支援から、市町民に向けた適切な学習機会を提供でき、人権教育推進につながっていく。

《P. 8～26 参照》

## 3 「人権に関する社会教育指導資料」の活用

「人権に関する社会教育指導資料」を活用している市町では、「人権問題を自分事としてとらえやすい」「日常生活に生かそうとする態度を養える」等の理由から、子育て学級、家庭教育学級（保護者対象）、公民館講座（高齢者・女性対象）、教職員・行政職員研修等様々な場面で活用している状況を確認できた（P. 22・23 参照）。つまり、指導資料を活用することによる学習効果について認められているといえる。

一方、課題として、「活用する時間がない」「指導資料を知らない」「ワークショップに対する学習者のニーズがない」「ファシリテーターがいない・できない」等が挙げられた（P. 23～26 参照）。すなわち、指導資料の利活用を促進していくためには、上述の学習効果を残しつつ、これらの課題を解決していく必要がある。

そこで、調査結果や県教育委員会生涯学習課や各教育事務所ふれあい学習課の人権教育を担当する社会教育主事が集まった会議での議論も踏まえて、以下に指導資料利活用促進のための方向性を考察する。

### ◎人権教育担当者へのアプローチ：人権教育担当者が「理解しやすい」指導資料

「人権に関する社会教育指導資料」を知らないとの回答が5市町ある（P. 25 図8参照）など、各市町の人権教育担当者の指導資料についての理解が不足している状況にある。ただ、従来のような指導資料活用のPRを続けても、なかなか活用促進にはつながらないだろう。活用促進につながるポイントは、調査結果から浮かび上がってきた課題から見ても、人権教育担当者が指導資料の「存在を知ること」「学習効果を知ること」「活用の仕方を知ること」「活用できるスキルを身に付けること」にある。

このことから、次のような対応策が考えられる。

- ・指導資料掲載のワークショップ実践場面の動画の作成、配布

（「存在を知ること」「学習効果を知ること」につなげる）

- ・指導資料活用の事例集の作成、配布  
 (「学習効果を知ること」「活用の仕方を知ること」につなげる)
- ・指導資料掲載のワークショップのファシリテーション台本・見本動画の作成、配布  
 (「活用の仕方を知ること」「活用できるスキルを身に付けること」につなげる)

◎学習機会の現状に合う指導資料のバリエーション：誰もが「活用しやすい」指導資料

調査結果に基づいて講座・研修担当者の「活用しやすさ」について考えると、

- ・従来のワークショップ型学習よりも手軽に取り組める。
- ・短時間で取り組める。
- ・他目的の講座においても活用できる方法が提示されている。
- ・プログラムのファシリテーションがしやすい。
- ・アレンジしやすいプログラムになっている。
- ・活用したいプログラムを探しやすいフォーマットになっている。

等のポイントが考えられる。また、同様に学習者の「活用しやすさ」について考えると、

- ・人権について学ぶことへの抵抗感が軽減されている。
- ・ワークショップそのものへの抵抗感が和らいでいる。

等のポイントが考えられる。これらのポイントに基づく指導資料の作成が必要となる。

《P. 21～26 参照》

以上のような方向性を基に、オンラインを活用した新たな学習機会の提供方法も模索しながら、人権教育推進の在り方や方策、市町に向けた支援方法等を検討していくことが必要である(下表参照)。

表 研修講座における学習機会の提供方法の分類

提供方法	重視内容	実施方法	双方向性	同時性	資料提供方法等
非動画型 (文字情報をデータ化し配信)	情報保証 例：資料送信	オンライン	×	ない	活字の資料等
	コミュニケーション 例：チャット、メールでの課題		△	ない (非同期コミュニケーション)	活字の資料等
eラーニング型 (コンテンツを作成し配信)	情報保証 例：動画視聴	オンライン	×	ない	動画コンテンツ等
	コミュニケーション 例：動画視聴+質問フォーム		○	ない (非同期コミュニケーション)	動画コンテンツ等
ライブ配信型	情報保証 例：講演の同時中継	オンライン	△	ある	
	コミュニケーション 例：講師と受講者の対話		◎	ある	
参集・対面型	情報保証 例：一斉型の講義	対面	○	ある	
	コミュニケーション 例：ワークショップを含む講義		◎	ある	

(国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター 社会教育施設における ICT 活用と今後の研修等の在り方に関する調査研究委員会 資料)